

食安輸発0601第1号
平成24年6月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年5月30日付け食安輸発0530第1号）により実施しているところです。

今般、腸管出血性大腸菌の検査法が改正されたことから、下記のとおり改正し、同通知の別添を別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

記

平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」の別添「Ⅱ 畜水産食品のモニタリング検査実施要領中の2検査方法、(2)試験方法のエ. 腸管出血性大腸菌O26、O103、O111及びO157」の

「腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法について（平成18年11月2日付け食安監発第1102006号）中の別添「食品からのO157及びO26の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O111の検査法について」（平成23年6月3日付け食安監発0603第4号）により試験を実施する。

「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（平成21年6月18日付け食安輸発第0618002号）の別紙により試験を実施する。

を

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」（平成24年5月15日付け食安監発0515第3号）中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O103の検査法について」（平成24年5月25日付け食安輸

発0525第1号)により試験を実施する。

に改正し、また、別添「IV 農産食品のモニタリング検査実施要領中の2検査方法、(2)試験方法のカ. 腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157」の

「腸管出血性大腸菌O157及びO26の検査法について(平成18年11月2日付け食安監発第1102006号)中の別添「食品からのO157及びO26の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O104の検査法について」(平成23年6月14日付け食安輸発0614第1号)により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O111の検査法について」(平成23年6月3日付け食安監発0603第4号)により試験を実施する。

を

「腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法について」(平成24年5月15日付け食安監発0515第3号)中の別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O111及びO157の検査法」により試験を実施する。

「腸管出血性大腸菌O104の検査法について」(平成24年5月25日付け食安輸発0525第2号)により試験を実施する。

に改正します。